

訪問看護

【契約書別紙・兼重要事項説明書】医療保険

(令和 6 年 6 月 1 日改正)

(令和 7 年 5 月 1 日一部修正)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口及び提供責任者

氏名：高橋 真由

連絡先：047-409-4885 (午前 8 時 30 分～午後 17 時 30 分まで)

* ご不明な点は、何でもご相談ください。

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所名	前原ハート訪問看護ステーション
所在地・連絡先	(住所) 千葉県船橋市前原東 4-21-6 (電話) 047-409-4885 (FAX) 047-409-5850
介護保険指定番号	千葉県 1262890465 号
・サービス種類	訪問看護
サービス提供地域	船橋市、習志野市の一部(津田沼・鷺沼・大久保・藤崎・谷津)

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	看護師	○		事業所の管理・運営全般
従業者	看護師	○	○	訪問看護の業務
〃	理学療法士	○	○	訪問看護の業務
事務職員			○	事務の業務

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日(祝日と 12 月 30 日～1 月 3 日を除く)
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 17 時 30 分
営業しない日	土曜日・日曜日・祝日及び 12 月 30 日～1 月 3 日

3. サービスの内容：介護保険・医療保険

- ①病状、身体状況、環境等の観察
- ②食事及び排泄、保清等、日常生活の世話
- ③褥瘡の予防、処置
- ④生活リハビリテーション・家屋改善アドバイス
- ⑤カテーテル等の管理
- ⑥療養生活や介護方法の指導・健康相談
- ⑦認知症の看護
- ⑧ターミナルケア
- ⑨その他、医師の指示による医療処置
- ⑩24 時間の電話相談、緊急対応

4. 利用料金（医療保険）

利用者の負担額は下表中のサービス利用料金から利用者の医療保険給付額を差し引いた金額となります。

項 目		利用料金
訪問看護基本療養費	週 3 日まで	5,550 円
	週 4 日以降	6,550 円
訪問看護療養費（Ⅲ）	外泊時の訪問看護	8,500 円
訪問看護管理療養費	1（月の初日の場合）	7,670 円
	2（月の 2 日目以降） 訪問看護管理療養費 1	3,000 円
	2（月の 2 日目以降） 訪問看護管理療養費 2	2,500 円
難病等複数回訪問加算（1 日 2 回目）		4,500 円
難病等複数回訪問加算（1 日 3 回目以降）		8,000 円
24 時間対応体制加算（24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合）		6,800 円
24 時間対応体制加算（上記以外の場合）		6,520 円
特別管理加算（重症度の高い者）		5,000 円
特別管理加算		2,500 円
情報提供療養費		1,500 円
退院時共同指導加算		8,000 円
退院支援指導加算		6,000 円
退院時特別管理指導加算		2,000 円
在宅患者連携指導加算		3,000 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000 円
長時間訪問看護加算		5,200 円
複数名訪問看護加算（1）		4,500 円
複数名訪問看護加算（看護助手等）（2）		3,000 円
夜間・早朝訪問看護加算（6 時～8 時・18 時～22 時）		2,100 円
深夜訪問看護加算（22 時～6 時）		4,200 円
訪問看護ターミナルケア療養費		25,000 円
緊急訪問看護加算 （1 日当たり）	月 14 日目まで	2,650 円
	月 15 日目以降	2,000 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円

精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ	週 3 日まで	30 分以上	5,550 円
		30 分未満	4,250 円
	週 4 日以降	30 分以上	6,550 円
		30 分未満	5,100 円
精神科訪問看護 基本療養費ⅠⅤ	※入院中 1 回限り ※入院中 2 回算定可	8,500 円	
精神科緊急訪問看護加算	1 日当たり	2,650 円	
長時間精神科訪問看護加算	1 日/週 (90 分以上)	5,200 円	

注 1) 難病等複数回訪問加算は、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して、必要に応じて 1 日 2 回または 3 回以上訪問した場合に算定されます。

注 2) 24 時間対応体制加算は、電話等に常時対応でき、利用者またはそのご家族の求めに応じて緊急時訪問看護を行える体制にある場合に月に 1 回加算されます。

注 3) 特別管理加算（重症度の高い者）は、以下に該当する状態にある利用者に対して計画的な管理を行った場合に月に 1 回加算されます。

- ・在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態
- ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・気管カニューレを使用している状態
- ・留置カテーテルを使用している状態

注 4) 特別管理加算は、以下に該当する状態にある利用者に対して計画的な管理を行った場合に、月に 1 回加算されます。

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態
- ・在宅血液透析指導管理を受けている状態
- ・在宅酸素療法指導管理を受けている状態
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
- ・在宅自己導尿指導管理を受けている状態
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態
- ・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を越える褥瘡の状態 ①NPUAP 分類Ⅲ度またはⅣ度 ②DESIGN® 分類 D3, D4, D5
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料の算定を受けている状態

注 5) 情報療養提供費は、利用者に対してより有益な総合的な在宅療養を推進するために、訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、市町村・都道府県や保育所等、保険医療機関等に対して、訪問看護に関する情報を提供した場合に算定されます。

注 6) 退院時共同指導加算は、保健医療機関や介護老人保健施設の退院または退院時に、利用者またはそのご家族に対して、当事業所の看護師等が入院または入院施設の主治医等とともに居宅での療養に関す

る指導を行った場合に算定されます。

- 注 7) 退院支援指導加算は、診療に基づき退院当日の訪問が必要であると認められた者等に対し、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定されます。
- 注 8) 退院時特別管理加算は、退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特定の状態にある（特別管理加算を算定している）利用者に対して算定されます。
- 注 9) 在宅患者連携指導加算は、在宅で療養を行っている利用者で通院が困難なものについて、利用者や家族の同意を得て、月 2 回以上医療関係職種間で情報共有を行い、看護師等が利用者やその家族等に対して指導等を行った場合に月に 1 回加算されます。
- 注 10) 在宅患者緊急時等カンファレンス加算は、在宅で療養している利用者の状態の急変や診療方針の変更等の際、共同でカンファレンスを行い、適切な診療方針を立てること、診療方針の変更についての情報共有を行った場合に算定されます。
- 注 11) 長時間訪問看護加算は、長時間の訪問を必要とする特定の状態にある利用者に対して、1 時間 30 分を超えて訪問看護を提供した際に算定されます。
- 注 12) 複数名訪問看護加算は、特定の状態にある利用者で、1 人で看護を行うことが困難な利用者に対して、同時に複数名で訪問した際に算定されます。
- 注 13) 訪問看護ターミナルケア療養費は、在宅でターミナルケアを実施していた利用者が亡くなった場合に算定されます。
- 注 14) 緊急訪問看護加算は、利用者またはその家族等の求めに応じて、その主治医の指示に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が緊急に訪問看護を実施した場合に加算されます。
- 注 15) 訪問看護医療 DX 情報活用加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に月に 1 回加算されます。

【交通費その他の費用】

1. 休業日の訪問：土、日、祝日の訪問については通常時間の 25% を加算させていただきます。
(加算部分は自己負担となります)
2. 交通費：当ステーションから利用者宅までの区間において、3 km 以上 1 回 往復 300 円
但し、公共交通機関を使用する場合は、往復の料金を請求させていただきます。
3. 衛生材料費等：原則、主治医、病院からの衛生材料を使用します。それ以外の場合は、利用者側での用意となります。
4. エンゼルケア(実費) 処置料 10,000 円
5. 自費訪問看護の場合 2,000 円/15 分 ※別途 用紙参照

○キャンセル料

時間	キャンセル料
ご利用前日までにご連絡頂いた場合	無料
ご利用当日のご連絡またはご連絡がなかった場合	利用料の 100%

5. 当組織の概要

名称 : 株式会社 前原ハート
代表者役職・氏名 : 代表取締役 村山 哲哉
本部所在地 : 千葉県船橋市前原東4-21-6
電話番号 : 047-403-5731

6. 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 従業者への研修実施
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底します。
- (3) 虐待の防止等のための責任者の設置

7. 業務継続に向けた取組

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等を行うこととします。

8. 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等を行うこととします。

9. 緊急時の対応方法 サービス提供中に容態の変化等があった場合には、事前の打ち合わせに従い、主治医、家族、救急隊・居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

ご家族	氏 名	(続柄)
	連絡先	
主治医	氏 名	
	連絡先	
居宅介護支援事業者	氏 名	
	連絡先	

10. サービス内容に関する苦情

① 当事業所苦情担当

管理者 高橋 真由 電話：047-409-4885

② 当事業者苦情担当

代表取締役 村山 哲哉 電話：047-403-5731

③ 当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

船橋市 介護保険課 電話：047-436-2303

習志野市 介護保険課 電話：047-453-7345

11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

千葉県社会福祉協議会が毎年9月に評価を実施しており、評価結果についてはインターネットにて開示しています。

当事業者は、訪問看護の提供に当たり、本書面に基づいて重要事項の説明をしました。

事業者	住所	千葉県船橋市前原東4-21-6
	事業者名	株式会社 前原ハート
	事業所名	前原ハート訪問看護ステーション
	代表者名	村山 哲哉
	管理者	高橋 真由
説明者	氏名	

令和 年 月 日

上記内容の説明を受けて了承しました。

利用者	住所
	氏名

(代理人)	住所
	氏名

訪問看護サービス契約における個人情報使用同意書

私およびその家族の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業所が、介護保険法に関する法令に従い、私の訪問看護計画書に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

- ① 情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3 個人情報の内容（例示）

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他の一切の利用者や家族個人に関する情報。
- ・認定調査票（85項目および特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・その他の情報

4 使用する期間

契約締結日から契約終了日までの間

以上

令和 年 月 日

事業者 千葉県船橋市前原東 4-21-6
株式会社 前原ハート
代表取締役 村山 哲哉 様
(介護保険事業者番号 1262890465 号)

利用者 住所 _____

氏名 _____

利用者代理人 住所 _____

氏名 _____

